

8 資料

教職員等の復職支援実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県教育委員会の事務局及び学校以外の教育機関に勤務する職員、県立学校に勤務する教職員並びに市町村(学校組合)立学校に勤務する県費負担教職員(以下「教職員等」という。)のうち、神経・精神障害等により休職中の教職員(以下「休職者」という。)が円滑な職場復帰を果たすとともに、休職者の神経・精神障害等の再発を予防するため、鳥取県教育委員会(以下「教育委員会」という。)が行う復職支援に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職場復帰訓練)

第2条 病状が回復し、復職しようとする休職者は、休職期間中に職場復帰訓練(以下「訓練」という。)を実施することができる。

(訓練期間)

第3条 訓練の期間は4週間とする。ただし、必要と認めたときはこれを変更することができる。

(訓練実施願)

- 第4条 休職者は、訓練を受けようとするときは、職場復帰訓練実施願(様式1)に診断書(鳥取県教育委員会職員安全衛生管理規程施行要領様式第8号ハ、主治医による意見記載有り)を添付し、所属長に提出しなければならない。
- 2 所属長は、前項の書類を受理したときは、別途定める復職支援検討会を開催し、職場復帰訓練実施計画書(様式2)を作成するものとする。
 - 3 所属長は、職場復帰訓練実施許可願(様式3)に第1項の書類の写し及び前項の書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

(訓練の許可)

- 第5条 教育委員会は、休職者が訓練を受けることが適当であると認めるときは、職場復帰訓練実施許可書(様式4)により許可するものとする。
- 2 教育委員会は、前項により訓練を許可したときは、休職者を被保険者とする損害保険に加入するものとする。

(訓練の実施)

- 第6条 所属長は、教育委員会、主治医、休職者の家族等と密に連絡をとりながら訓練を実施するものとする。
- 2 訓練の実施期間中において、所属長は職場復帰訓練実施報告書〔所属長用〕(様式5-1)を、休職者は職場復帰訓練実施報告書〔休職者用〕(様式5-2)をそれぞれ作成するものとする。
 - 3 所属長は、訓練に当たり教諭等が授業を行う場合は、授業観察記録(様式6)を作成するものとする。
 - 4 所属長は、訓練中において訓練又は業務に支障が生じた場合、又はそのおそれがある場合は、訓練期間及び内容の変更、中止等の適切な措置をとらなければならない。

- 5 所属長は、訓練期間及び内容の変更、中止等の措置を行った場合は、職場復帰訓練に係る変更・中止届（様式7）を教育委員会に提出しなければならない。

（訓練の終了）

第7条 所属長は、訓練が終了したときは、職場復帰訓練終了報告書（様式8）に、職場訓練実施報告書（様式5－1、様式5－2）及び授業を実施した場合は授業観察記録（様式6）を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

（復職後の支援）

第8条 所属長は、職場復帰後の病状を確認し、職務上の配慮を行うことにより再発予防に努めるものとする。

- 2 教育委員会は、健康管理審査会での経過観察及び健康管理主事等の学校訪問等により、復職後の支援を行うものとする。

（提出書類の経由）

第9条 市町村（学校組合）立学校長が教育委員会に提出する書類は、すべて市町村（学校組合）教育委員会及び所管教育事務所を経由しなければならない。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、復職支援に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年11月15日から施行する。